

納税相談 Q & A

強権的徴収から生存権的財産を守ろう (埼商連税対部・08年5月)Ver02

【Q1】「負担の公平」をいながら徴収を強化するが？

国税徴収法の目的について税務大講本では次の点を強調。

- ① **国税債権の確保**…国の財源確保、公平な負担のためその確保措置として「国税の優先権」(すべての公課、私債権に優先権)と「自力執行権」があります。
- ② 一方、**私法秩序の尊重**があります…「国税の優先権の制限」と「第三者の権利保護」がもうけられている。
- ③ **納税者の保護規定**…国の財源確保であっても、納税者の生活や事業の確保について保護を要する。そのため、納税の緩和制度と超過差押え及び無益な差押えの禁止があります。



【Q2】税金が払えない！困ったときは？

- ①税金は放置しておいても何も解決しません、滞納処分が進行するだけです、とりわけ地方税は「差押ありき」で気がついたときは大変な事態になってしまいます。その前に相談を！
- ②国税の滞納は「国税通則法」や「徴収法」で処分が進みます。地方税や国保税・固定資産税、また社保・年金などは「その条例」にある納税緩和や減免制度を使いますが、具体的な滞納整理はやはり「国税徴収法」に基づいて行われます。
- ③税金が払えないときはまず「納税の猶予」(徴収の猶予)を申請することで…延滞税下がり、差押をされず、安心して分納できます。

【Q3】「納税の猶予」より「分納」ほうが簡単・楽では？

- ①「分納」と「納税の猶予」の違いははっきりしています・・・「分納」はお願い（嘆願）であり、「納税の猶予」は自覚的な権利行使です。
- ②税金を滞納している原因のひとつは・・・『生活費に税金をかかり、応能負担の原則から外れた過大な税負担』を中小業者が押し付けられていることに問題があります、とりわけ消費税をもらえない課税業者は深刻です。「納税の猶予」でこの**実態を税務署に告発**していく運動でもあります。
- ③徴収現場では差押優先・強権的徴収（脅しと誘導）が今なお行われています、憲法や法律に違反した**税務行政を改めさせる**ためにも「納税の猶予」は『権利の行使』として大きな力を発揮します。
- ④仮に結果が不許可になっても納付計画通りの分納を主張できます、その点「分納のお願い」では金額も期間も制約され、何より分納誓約書を書かされる事もあります。

【Q4】「納税の猶予」の申請書の書き方は？

①みんなで権利を学び相談し、納付計画書をしっかり立て、確実に払える納付額を12か月分、必ず記入する。

②「理由」の欄は別紙で丁寧に実態を主張する事もいいでしょうし、簡単に述べても問題はありません。その際『家計表』(08年自主計算パンフ4ページ)を出す事が力になります。



③「担保」の欄は滞納額が50万円以上あるときは記入が必要です、担保がない時は『事業の継続又は生活の維持に支障を与えないような担保はありません』と記入してもいいでしょう。

【Q5】「納税の猶予」を提出すると税務調査されますか？

①「猶予通達」では注意書きで「納付能力調査は、課税のための調査と誤認されるおそれもあるので、誤解を受けないように十分に説明し、協力が得られるよう配慮する」とあります、わざと課税のための調査と混同するような言い方をする時もありますのでその時は抗議しましょう。

①税務署は「納税の猶予」を提出すると「調査をします」という事がありますが、それは質問検査権(税務調査)の意味ではありません。

【Q6】「補正通知」が来たら？

- ①納税の猶予を提出すると「補正通知」が来る事があります、これは申請書に不備があったり、納税の猶予の判断に資料が不足だったときに来ます。
- ②税務署が求めてくるすべての書類に応じるかどうかは納税者の自主的な判断が当然尊重されますので、実態に応じて納税者の意思で主体的に提出すればいいでしょう。
- ③納付能力調査(【Q8】で解説)に当たっての留意事項では、納税者の帳簿、メモ、聞き取り賦課資料等を参考にして把握に努めるとあります、納税の猶予は権利行使でもありますのでその立場から納税者の意志の尊重が第一優先である事を主張しましょう。
- ④どうするかは納税者の判断で決めます。
 - a) 帳簿や書類を見せながら事業の厳しさを訴える。
 - b) 家計表を作成して訴える。
 - c) 帳簿や書類はなくとも口頭で説明する。
 - d) 申請書の理由欄には明確に理由を書いていますから、補正通知を無視しても問題はありません。



【Q7】見込納付能力調査と略式調査とは？

- ①『見込納付能力調査』は納付困難な金額がどれぐらいかを判断する調査ですが、強制的な調査はできません、あくまで協力依頼です。
- ②国税庁通達「納税の猶予等の取扱要領」第7章、第3節見込納付能力調査の2-(1)略式調査では次のように書いています。

*略式調査は、過去の所得金額等を参考に納税者からの聞き取りを中心として、次のような方法により納付可能資金額を推定する。
《「前年の月平均所得額×所得伸び率+特別収入-生計費等必要な支出」の算式により求めた金額に所要の調整を加える》

「納税の猶予」を提出する際、また「補正通知」に応じるときは、上記のことを書き加えて提出しましょう。

- ③「納税の猶予等の取扱要領」は長文です、「取扱要領」のポイントをまとめた資料もありますので、事前に税務署と交渉する事も大事です。
 - ・税務運営方針は「納税者の主張に耳を傾ける」とありますので、通達や商工新聞で取り上げている全国の成果を主張しましょう。

【Q8】『納税の猶予等の取扱要領』の活用ポイントは？(省略)

【Q9】「納税の猶予」と「換価の猶予」のちがい？

- ①換価の猶予は職権で進められるが、納税の猶予は申請がなければ滞納手続きができません、税金を一括で支払えない時などはすすんで納税の猶予を申請し分納を求めましょう。その点でも納税者の権利です。
- ②滞納処分手続が進んでいるときは「換価の猶予」が有効ですが、まだ差押えがないときは「納税の猶予」を申請しましょう、2年間の申請が可能。



- ③その後まだ滞納があるときは「換価の猶予」を2年間使えます、厳しい状況が続けば執行停止も可能です。

【Q10】「事業の継続と生活の維持」の活用は？

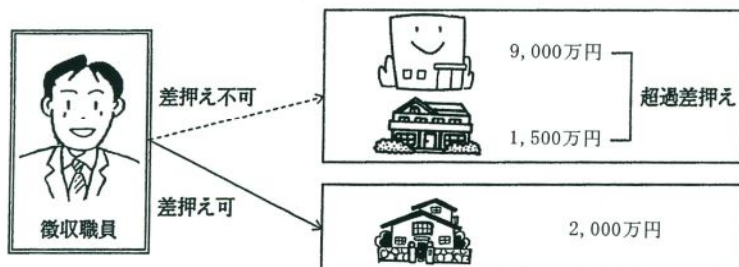
通則法や徴収法は「事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがある時」つまり生存権的財産が侵される時は次のような権利を認めています。

- ①納税の猶予、換価の猶予のさいの担保提供に対しての免除要件となっている【昭和45年国税庁通達】
- ②換価の猶予(徴収法151条1項1号)に猶予の要件が条文化されている「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」
- ③延滞税の免除の要件として【通則法63条3項2号】
- ④換価の猶予は取扱要領で『差押え又は担保を徴取することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合』は差押えの猶予をする事ができる。
- ⑤差押の要件(徴収法47条)について通達号では差押『財産の選択』の項で「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること」としています。
- ⑥納税の猶予は納付困難者(一時に納める事ができない)を「生活の維持もしくは事業の継続に著しい支障が生じる時」【取扱要綱】
- ⑦差押の解除…納税の猶予において許可されたとき、差押は解除できる

【Q13】「超過差押」と「無益な差押」とは？

①『超過差押』とは滞納国税を徴収するために必要な財産以外の財産まで差し押さえてはならない。

(図示) ※滞納国税1,000万円



②『無益な差押』とは滞納者の財産がすでに国税に優先する債権として他のものに担保されている時は差押してはならない。(たとえば担保価値 3000 万円の自宅が銀行の債権として7000 万円であるときは担保価値ゼロであり差押できないことをいう)

(図示) ※滞納国税1,000万円



【Q12】絶対に差押できない財産がある？…〈資料を参考〉

- ①税務大学校講本は徴収法75条について「…この規定は、滞納者及び滞納者と生計を一にする親族の最低生活の保障、滞納者の最低限度の正業の維持及び精神的生活の安寧の尊重を図るために設けられたものである」とある
- ②徴収法75条(差押禁止財産)では差押えできない財産を明記しています、これを使って生存権的財産を差押させない。
 - * 1項2号では「…生活に必要な3ヶ月間の食料及び燃料…」
 - * 1項5号では「…職業又は営業に従事する者…」これについて通達では中小零細業者も含まれる
 - * 「業務に欠くことができない器具その他の物」とは「その職業又は営業を遂行するに当たり最低限度必要なものをいい、売掛金や資金繰りの金額も当然含まれることを主張しましょう。

【Q11】 生存権的財産の差押を許さない根拠法は？

- ①憲法13条、14条、25条、29条や国税通則法、国税徴収法、地方税法の納税緩和が生存権的財産の差押を許さない根拠法になります。
- ②国税通則法や国税徴収法は条文ごとに国税庁から通達が出ております、また納税の猶予や換価の猶予にはさらに詳しく取扱要領〈猶予通達〉があります、これらをよく研究し学び、差押での生存権財産を許さない運動の力にしましょう。
- ③国税庁との交渉で滞納の差押のであっても「生存権的財産は守られなければならない」との回答を勝ち取っています(商工新聞 08.2.18 付)、これも大事な成果です、交渉の際に大いに利用しましょう。

【Q14】 給料・年金を差押えられたら？

給料収入は一般の生活者の生活の維持時に欠くことができない重要なものであり、徴収法76条(給料等の差押禁止)1項4号で「生活保護法を基準に政令で定める金額」とあります。

【参考】 給与の差押禁止範囲の一覧表及び計算例

内 容	実 際 額	端 数 調 整 額
給与支給額	301,950円	① 301,000円
所得税 (徴76①一)	9,480円	② 10,000円
住民税 (徴76①二)	12,590円	③ 13,000円
社会保険料 (徴76①三)	21,420円	④ 22,000円
最低生活維持費 (徴76①四) 100,000円(本人) + 45,000円 × 2 (本人を除く家族数) (徴令34)		⑤ 190,000円
体面維持費 {給与支給額 - (②+③+④+⑤)} × 0.2又は⑤の金額の2倍とのい ずれか低い額 (徴76①五)	13,200円	⑥ 14,000円
差押えの可能範囲 ① - (②+③+④+⑤+⑥)		52,000円

* 差押禁止範囲は税・保険料・最低生活維持費・体面維持費、計算例は3人家族

【Q15】 売掛金や預金、生保・年金などが差押えられたら？

- ①年金は給料とみなし一定範囲の金額の差押えを禁止している。(77条)
- ②差押は納税者の実情を踏まえて行う・・・a)預貯金は生活費か余剰金か事業継続の資金か、b)生命保険は貯蓄性のものか老後・病気保障のものか、c)不動産は借入金があるかどうか投機的なものか
- ③徴収法67条1項には「徴収職員は、差し押さえた債権の取立をすることができる。」その中で『生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て』について通達は次のように述べている。

6 生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者(契約者)の有する解約権を行使することができる。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益(保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失)とを比較衡量する必要がある、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。

- (1)近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合
- (2)被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合
- (3)老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合
- (4)差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

【Q16】どういうときに「滞納処分の停止」は使えるか？

徴収法第153条1項…税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
2. 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3. その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

4項…第1項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5項…第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、・・・前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

以上の事から角谷税理士は次の状態の時は適用されるべきと主張

- ①生活が困窮で財産がなく、当分状況の好転が見込めない
- ②倒産で休業(状態)に陥り、再建の見込みなく財産もない
- ③廃業に至らないまでも、細々経営が続いており好転が見込めないため、納付資金の捻出が困難かつめぼしい財産もない・・・一番多い、新規滞納を発生させない実績④納税者が死亡、めぼしい相続財産もない。相続人も生活の維持に精一杯で納税の余力及び固有財産もない。